

大和市建築工事積算要領 (公表版)

令和8年4月
大和市役所 公共建築課

大和市建築工事積算要領

第1編 総則

1. 目的・適用

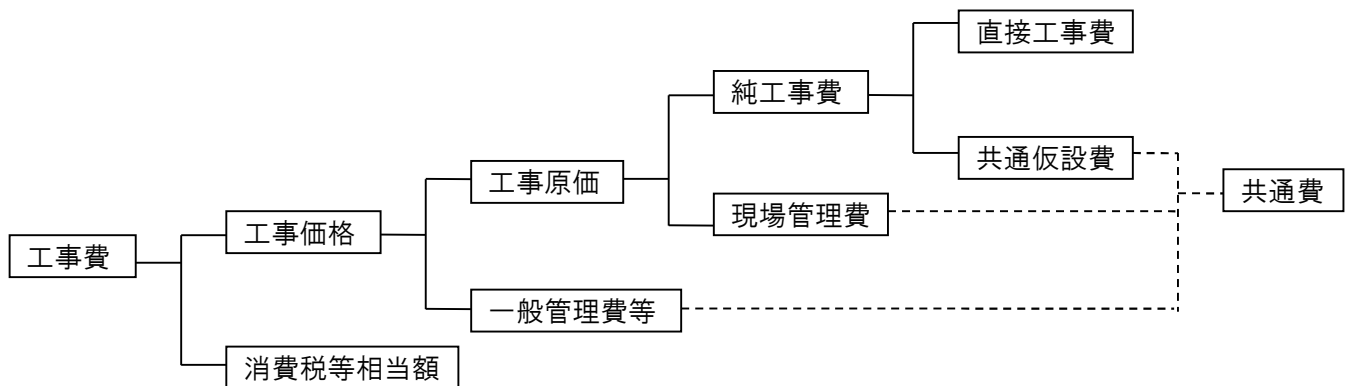
本要領は、大和市が発注する建築工事において、工事費内訳書に計上すべき工事費の積算について必要な事項を定め、工事費の適正な積算に役立てることを目的とする。

2. 工事費の区分

工事費は、直接工事費、共通費及び消費税等相当額に区分して積算する。共通費については、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費に区分する。

3. 工事費の構成

工事費の構成は、次のとおりとする。



第2編 積算基準

1. 積算基準

積算根拠は以下による。適用年版については別途、定める。

ただし、補助事業等において前年度に工事費予算が確定しており、かつ工事費に係る補助金額等の変更が困難な場合については、設計時の積算基準を用いることができる。

① 総括

・公共建築工事積算基準（国土交通大臣官房官庁営繕部）

② 共通費

・公共建築工事共通費積算基準（国土交通大臣官房官庁営繕部）

③ 数量

・公共建築数量積算基準（国土交通大臣官房官庁営繕部）

・公共建築設備数量積算基準（国土交通大臣官房官庁営繕部）

④ 単価

・公共建築工事標準単価基準（国土交通大臣官房官庁営繕部）

解体工事については県土整備局解体工事積算基準（建物・工作物等）（平成22年版）を準用する。

第3編 共通費

1. 共通仮設費率及び現場管理比率の算定に用いるT（工期）について

工期の月単位の換算については、予定契約締結日の翌日からとし、小数点以下第2位を四捨五入として1位止めとする。設計から工事までを一括で契約を行うものについては、契約工期から設計に要する日数を差し引いて算定を行う。

2. 労務費の比率が著しく少ない工事について

労務費の比率が著しく少ない工事については、実情に応じて別途算定する。

※参考

共通費は「公共建築工事共通費積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」に基づき、計上する。 URL：https://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_touitukijyun_kyoutuuhi_sekisan.htm

第4編 単価及び価格

1. 単価優先順位

①神奈川県土整備局 市場単価表（年4回改定（春夏秋冬））

なお、設計時における最新版を使用する（設計変更の場合を除く。以下同じ）。

②防衛省補助事業工事標準単価表（防衛補助事業に限る）

③神奈川県土整備局 標準単価表（月毎に更新の場合あり）

④市場単価（刊行物による）

「建築コスト情報」「建築施工単価」等と比較し、平均値を採用する。

適用都市が異なる場合は、適用都市の優先順位が高い方の価格を採用する。適用都市の優先順位は、第1位「相模原」 第2位「横浜」 第3位「東京」の順とする。

⑤歩掛り（複合単価）

算定において刊行物の掲載価格を用いる場合は、「建設物価」「積算資料」等と比較し、平均値を採用する。

適用都市が異なる場合は、適用都市の優先順位が高い方の価格を採用する。適用都市の優先順位は、第1位「相模原」 第2位「横浜」 第3位「東京」の順とする。

⑤見積り、カタログ等その他

2. 歩掛りの『その他』の率

歩掛りの『その他』の率は、中間値+1%を標準とする。

3. 見積り

原則、3社以上から見積りを徴収し、合計金額を比較して最低金額をとる。ただし、複数の見積りを徴収し難い場合はこの限りでない。見積書の諸経費は、項目を分けた記載とする。また、「下請経費」と判断される場合は、設計単価に併せて計上する。

4. 単価等の端数整理

種 類	端数処理基準	
細目（数量）x（単価）		1円未満切捨
代価 複合単価 見積単価	100,000円 以上	1,000円未満切捨
	10,000円 ～ 100,000円未満	100円未満切捨
	10円 ～ 10,000円未満	10円未満切捨
	1円 ～ 10円未満	1円未満切捨
工事価格 （一般管理費等で調整）	10,000,000円未満	10,000円未満調整
	10,000,000円～ 有効桁が上位4桁となるよう調整	

※共通費計算過程において端数処理は行わない。

【発生材処分費（有価物）の場合】

1,000円未満を減額する場合は1,000円減額とし、1,000円を超えて減額する場合は千円止めとする。

例) -999円 → -1,000円、-1,001円 → -2,000円、-10,001円 → -11,000円

5. 設計変更

(1) 設計変更における単価及び価格は当初設計における工事積算時の単価及び価格とするが、当初設計の工事内訳書に対応する種目がない場合に単価及び価格については、監督員の指示又は承諾した時点の単価及び価格とする。

(2) 設計変更における工事費は、当該変更対象の直接工事費を積算し、これに当該変更に係わる共通費を加えた額に落札率を乗じ、さらに消費税等相当額を加えた額とする。

設計変更による変更契約額の端数処理は、千円未満切捨てとする。

(以上)

大和市建築工事積算要領 第2編 1. 積算基準 の適用年版について

「大和市建築工事積算要領」第2編 1. 積算基準 の適用年版については、次のように定める。

	基 準	適用年版
1	公共建築工事積算基準 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)	令和5年6月版
2	公共建築工事標準単価積算基準 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)	令和7年12月版
3	公共建築工事共通費積算基準 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)	令和7年3月版
4	公共建築数量積算基準 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)	令和5年3月版
5	公共建築設備数量積算基準 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)	令和7年3月版
6	公共建築工事積算基準等資料 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)	令和7年12月版

附 則

1 令和8年4月1日から施行する。